

## 鬼北町暮らし応援商品券事業に係る「取扱店舗募集要項」

令和5年10月

### 1 事業の目的

鬼北町では、長引くエネルギー・食料品等の価格高騰によって影響を受ける町民生活の支援を図るため、町民を対象とした鬼北町暮らし応援商品券を配布する。

### 2 商品券の事業概要

- (1) 商品券の名称：鬼北町暮らし応援商品券
- (2) 発行者：鬼北町
- (3) 運営準備等委託先：鬼北町商工会（商品券取扱店舗募集、広報物・商品券の印刷等業務他）
- (4) 発行内容：発行額 4,700万円
- (5) 配布単位：町民1人あたり1セット5千円分を配布（500円×5枚綴×2種類の5,000円分）  
※うち登録店舗全店で使用可能商品券1冊2,500円分  
大型店以外での使用可能商品券1冊2,500円分
- (6) 発行予定数量：9,400セット（共通券47,000枚、限定券47,000枚）
- (7) 配布対象者：鬼北町民（引換券算定基準日：令和5年11月1日現在の鬼北町住民基本台帳登録者）
- (8) 利用方法：本商品券の取扱店舗として登録された店舗・事業所が取扱う商品の購入・サービス提供の対価として利用
- (9) 商品券の引換期間：令和5年12月1日（金）～令和6年1月31日（水）
- (10) 商品券の利用期間：令和5年12月1日（金）～令和6年1月31日（水）
- (11) 商品券の換金期限：令和6年2月16日（金）

### 3 商品券の利用対象にならないもの

次に示す内容については、商品券の利用はできません。

- (1) 不動産及び金融商品（土地建物等及び株式、証券、保険、宝くじ等の金融商品）
- (2) たばこ ※たばこ事業法による
- (3) 商品券、プリペイドカード、切手、ハガキ、図書カード等の換金性の高いもの
- (4) 電子マネーへのチャージ
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号で定める営業店（例：パチンコ、麻雀、ゲームセンター等）並びに同条第5項で定める性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (6) 国税、地方税、使用料その他の公租公課
- (7) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

### 4 注意事項

- (1) つり銭は出ません。
- (2) 現金との引き換えは出来ません。
- (3) 商品券の盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責任を負いません。

### 5 登録店舗の参加資格

- (1) 資格要件
  - ①鬼北町内に店舗や事業所等を有する事業者
  - ②本実施要項を遵守する事業者
- (2) 対象外事業者
  - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業者
  - ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
  - ③役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

### 6 取扱店舗の登録・申込等

登録を希望する事業者の方は、以下（裏面）により申込み下さい。

(1) 受付期間

- ① 第1次募集 令和5年10月6日(金)～令和5年10月25日(水) 必着  
※この期間に申し込み・登録された取扱い店舗は、チラシ等に掲載します。
- ② 第2次募集 継続的に募集し、随時登録します。  
※チラシ等に掲載されない場合があります。

(2) 受付時間

土日・祝日を除く9時～17時

(3) 提出書類 (各1部)

- ① 「鬼北町暮らし応援商品券」取扱店舗登録申込書  
※鬼北町内に複数の店舗・事業所がある場合は、店舗・事業所ごとに申し込みが必要です。
- ② 商品券の換金振込用通帳のコピー (表面と通帳を開いた1ページ目)

(4) 提出先・提出方法

- 鬼北町商工会 〒798-1342 鬼北町近永1214 または  
■ 鬼北町商工会日吉支所 〒798-1502 鬼北町下鍵山463  
へ持参・郵送・FAX・その他にて提出して下さい。

(5) 登録料

登録に際しての費用負担はありません。

7 商品券の換金

商品券の換金方法等については、登録を受けた取扱店舗に対して、別途お知らせします。

8 取扱店舗の遵守事項

- (1) 町から登録を受けた取扱店舗であることを明確にするため、町(商工会)が配布する店頭表示物を分かりやすい場所に必ず掲示してください。
- (2) 商品券の不正使用(偽造、大量の使用等)が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、速やかに役場総務財政課に連絡してください。
- (3) 特定取引において商品券の受け取りを拒まないでください。
- (4) 使用済の商品券を他の特定事業所で使用しないでください。
- (5) 商品券の交換、譲渡及び売買(転売等を含む)は行わないでください。
- (6) 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しないでください。
- (7) その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないでください。

9 取扱店舗の登録の取り消し等

本要項に反する行為を行った場合は、取扱店舗の登録を取り消し、その旨を公表するものとします。また、違反行為により町が損害を受けた際は、当該損害の賠償を請求する場合があります。

10 個人情報の取扱

- (1) 取扱店舗の登録に係る個人情報等については、鬼北町及び鬼北町商工会が管理し、本事業及び本事業の効果測定に係る事務処理のため使用します。
- (2) 本事業を委託する場合にあたっては、受託事業者は提供された個人情報を本事業及び本事業の効果測定に係る事務処理以外の用途に使用しません。

11 問い合わせ先

- 鬼北町暮らし応援商品券取扱店舗の募集・換金等に関する問い合わせは、  
鬼北町商工会(担当者:山本・富岡) Tel 45-0813
- 鬼北町暮らし応援商品券の引換等に関する問い合わせは、  
鬼北町総務財政課(担当者:谷口) Tel 45-1111